

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年 4月19日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名 瀬田川砂防事業宮町地区他表示登記等業務

(2) 仕様等 仕様書及び入札説明書による

(3) 履行期間 契約締結の翌日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所管内

(5) 入札方法

①入札方法は、予定数量に単価を乗じて得た金額の最も大きい作業の単価(基準単価)をもって入札し、当方の設計書等によって予定した予定価格の範囲内で最低の単価をもって入札した者を落札者とする。

②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 作業項目の単価について

①基準単価とした作業項目については、落札された入札書記載価格に消費税及び地方消費税を加算したものを契約単価とする。

②基準単価以外の項目については、落札額に基準単価率※を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算したものを契約単価とする。

(1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額とする。)

※基準単価率＝当該項目の単価／基準単価

2. 競争参加資格

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、「C」又は「D」の等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
申請者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア. 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写しでも可)
 - イ. 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証する書類(写しでも可)
 - ウ. 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記(2)の書類を提出している者を除く。)
- (4) 土地家屋調査士法の規定に違背することなく同法第3条第1項第1号から第3号及び第6号の事務を行うことが出来る者であること。
- (5) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士法人又は土地家屋調査士であること。
- (6) 参加資格を証する書面の提出の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 滋賀県内に本店があること。

3. 競争参加資格確認のための書類の提出場所等

- (1) 競争参加資格確認のための書類の提出場所
〒520-2279
滋賀県大津市黒津4丁目5番1号
国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所経理課契約指導係
電話077-546-0812(内線225)
- (2) 競争参加資格確認のための書類の受領期限及び提出方法
受領期限 平成22年 4月28日 12時00分
提出方法 持参とする

4. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先 3(1)に同じ
- (2) 入札説明書の交付場所 3(1)に同じ
- (3) 入札書の受領期限及び提出方法

受領期限 平成22年 5月19日 12時00分

提出方法 持参とする

(4) 開札の日時及び場所

平成22年 5月20日 11時00分

国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 入札室

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、必要な証明書類等を作成し、これを所定の期限までに提出しなければならない。また、当該書類に関し開札時間までの間において担当官から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者又は入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) 詳細は入札説明書による。